

皿倉山ケーブルカー及びスロープカーの運賃改定について

1 消費税率引上げに伴う運賃改定

令和元年10月1日からの消費税率引上げに伴い、皿倉登山鉄道(株)が令和2年4月1日より皿倉山ケーブルカーとスロープカーの運賃を下記のとおり改定するもの。

○改定内容

- ・ 片道運賃、ケーブルカー往復運賃及びケーブルカー・スロープカー往復セット運賃は、消費税率引上げ分を加算（円単位切上）
- ・ スロープカー往復運賃は片道運賃の2倍の額

(単位：円)

	ケーブルカー				スロープカー				ケーブルカー・スロープカー往復セット	
	片道		往復		片道		往復		大人	小人
	大人	小人	大人	小人	大人	小人	大人	小人		
現行運賃	420	210	800	400	200	100	400	200	1,200	600
改定運賃	430	220	820	410	210	110	420	220	1,230	620
差 額	10	10	20	10	10	10	20	20	30	20

2 皿倉登山鉄道(株)の今後の取組

○夜間運行の増便

現行の年間約200日から、約300日を目途に夜間運行の増便を行う。その体制を整えるため、増員や組織体制等の強化を図る。

○さらなるサービス向上

山麓駅トイレの全面改修や山頂のライブカメラ映像をホームページで公開するなど、お客様サービスの向上を図る。

3 運賃改定予定日 令和2年4月1日